

基本方針 4 支援が必要な家庭を支える

1 児童虐待の防止

家庭のなかで子どもの虐待が起こる背景には、保護者が子どもや子育てに対する知識・経験が不十分で未成熟である、保護者自身が十分な愛情を受けて育っていない、保護者の社会的孤立、家庭の経済的困窮、家族の不和、保護者の心身の健康状態、子どもの障害や疾病による育児負担などさまざまな要因が関係しています。

平成 30 年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数は 159,850 件（速報値）で、そのうちの半数以上を占める心理的虐待は近年大幅に増加傾向にあります（平成 30 年度 88,389 件（速報値）。対前年度比 16,192 件、22.4%増）。

心理的虐待が増加した要因として、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力（面前 DV）が子どもの心理的虐待に当たると定義されたことに伴う通報件数の増加が要因として挙げられます。また、児童相談所全国共通ダイヤル（189）の広報やマスコミ報道等により、市民や学校等関係機関の児童虐待への意識が高まったことに伴う通告が増加したことも挙げられます。

児童虐待は、早急に解決すべき問題であり、子どもの「命」と「権利」、そして、その「未来」は社会全体で守らなければなりません。また、子どもの人権を侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすため、未然防止及び発生時の迅速・適切な対応が求められます。子どもの最善の利益を考慮することはもとより、保護者が抱えるストレスや葛藤の背景にも焦点を当て、虐待リスクを軽減する保護者支援の視点も必要です。

本市では、要保護児童対策地域協議会において、被虐待児に加え、虐待の発生リスクの高い児童や支援を要する妊婦を対象とし、妊娠期からの支援を継続実施しています。

今後も地域の協力と関係機関との連携により、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応や虐待を受けた子どもに対するサポート等、総合的な支援を実施していきます。

【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
84	要保護児童対策地域協議会	児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、「寝屋川市要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関や地域との連携強化に取り組んでいます。	こどもを守る課

No	事業名	事業の概要等	担当課
74	こども相談（再掲）	<p>18歳未満の子どもやその保護者の様々な問題や悩みの相談対応を行います。児童虐待相談は、通告受理機関の一つとして、虐待通報があった場合は、他機関とも連携して対応しています。</p> <p>相談先の周知徹底とともに子どもが相談しやすい方法や体制を強化します。</p>	こどもを守る課
39	子育て短期支援事業（ショートステイ等）【確保方策 P●】（再掲）	<p>保護者が病気や就労等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を短期間(7日程度)預かるショートステイと保護者が仕事等により、帰宅が夜間になる場合や休日の勤務の場合に一時的に児童を預かるトワイライトステイを実施しています。</p> <p>サービス利用を必要とする保護者が、必要な時に利用できるよう近隣の受入可能施設の情報把握と調整に努めています。</p>	子育て支援課
77	子ども家庭総合支援拠点事業（再掲）	<p>児童虐待等防止を一層推進するため、子ども関係施策を担当する庁内関係課の実務的な連携強化等により、課題を抱える家庭等の早期把握・早期対応を図っています。</p> <p>子育て世代包括支援センターや要保護児童対策地域協議会、子ども家庭センター等との連携、協働を強化して、適切な支援につなげることで、児童虐待等の未然防止、早期対応を図っています。</p>	こどもを守る課

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

本市におけるひとり親家庭の数は減少傾向にあるものの、平成30年度末時点で2,500世帯を超えています。

全国ひとり親家庭等調査（平成28年度）によれば、母子家庭においては「家計」や「仕事」など経済状況に関する悩みが多く、父子家庭においても「家計」や「家事」などに関する悩みが多い傾向にある結果が出ています。

本市においても、児童扶養手当現況届時の面談において、子どもの進学にかかる学費などの経済的な不安、家庭状況などにより就業したくてもできない又は求職していても見つからないなどの就業的な悩みなど、様々な問題を抱えていることを確認しています。

今後もひとり親家庭が安心して暮らしていただけるよう、支援施策に取り組んでいきます。

【関連事業の概要】

No	事業名	事業の概要等	担当課
85	母子生活支援施設への入所支援	母子家庭の母及び児童を母子生活支援施設へ入所させ、保護するとともに、自立生活に向けた支援を行っています。	子どもを守る課
86	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、ひとり親家庭の親に手当を支給しています。	子どもを守る課
87	母子・父子自立支援員による相談の充実	ひとり親家庭の福祉の向上を図ることを目的として、ひとり親家庭への相談・情報提供を行うとともに、必要な指導・助言などを行っています。	子どもを守る課
88	自立支援プログラムの策定 (地域就労支援)	個々のひとり親家庭の方の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークなど関係機関と連携して、きめ細かな就業支援等を行っています。	子どもを守る課
89	母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の方の就職に結びつく教育訓練講座を受講した場合に、受講費用の一部を給付金として支給しています。	子どもを守る課
90	母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭の方が看護師や介護福祉士等の資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合に、受講期間中の生活費として給付金を支給しています。	子どもを守る課
91	母子父子寡婦福祉資金貸付制度	ひとり親家庭の方の経済的自立を図るため、子どもの進学費用や親自身の技能習得などに必要な資金を貸し付けています。	子どもを守る課
92	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の方が疾病や残業など社会的な理由や自立し促進のための理由により、日常生活に支障がある場合に、ヘルパーを派遣し、家事援助を行っています。	子どもを守る課

No	事業名	事業の概要等	担当課
93	母子家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭等の自立支援を図るため、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、弁護士等のアドバイスを受け養育費の取決めなどの専門的な相談を行っています。	こどもを守る課
94	ひとり親家庭医療費の助成	ひとり親家庭の0～18歳の児童とその母又は父、及び養育者に対して健康保険により診療を受けた時の自己負担の一部助成を行っています。	保険事業室
95	子どもの養育支援事業	養育費に関する取決めの重要性について理解を促すとともに、身近な相談窓口を周知するため、離婚相談や離婚届の届出時等にチラシを配布しています。	こどもを守る課
96	保育所保育料等算定に係る寡婦(寡夫)控除のみなし適用	婚姻歴のないひとり親世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育料等の算定に所得税法上の寡婦(寡夫)控除を適用しています。制度の周知を図ります。	保育課等

3 子どもの貧困対策の推進

平成 25 年に、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備と教育の機会均等を図ることを目的として、子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立し、子供の貧困対策に関する大綱において、様々な取組が進められています。

令和元年6月には、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が成立し、目的に、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子供の「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子供の貧困対策を総合的に推進することを規定するとともに、子供の最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が基本理念に明記されました。また、市町村においては、大綱及び都道府県計画を勘案して、市町村における子どもの貧困対策についての計画を定める努力義務が明記されました。

子どもの貧困対策は、社会全体での取組を要するものであり、国・大阪府・市が連携し、効果的な支援を行うことが求められます。

本市においても、第2次大阪府子どもの貧困対策計画の趣旨を踏まえ、すべての子どもが安心して暮らすことができ、将来に夢と希望を持てるよう、子どもの貧困対策に取り組めます。

【教育の支援】

No	事業名	事業の概要等	担当課
97	生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援	貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、子どもの貧困対策を総合的に推進し、日常生活の見直しや学習生活を身につける支援を行っています。	保護課
98	生活保護制度に係る高等学校等就学費の支給	高等学校等に就学し卒業することが、当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合について、原則、当該学校における正規の修学年限に限り、基本額、教材代、授業料、入学料及び入学考査料、通学のための交通費、学習支援費について、一定の基準額以内の金額を支給しています。	保護課
99	生活保護世帯の高校生等のアルバイト収入等の収入認定除外	子どもの自立意欲を促し、早期自立を目的に、高等学校等に就学中の就学収入(アルバイト等)について、卒業後の就労・就学のため必要であり、生活態度等から学業に支障がないことや早期の保護脱却に関する本人の希望や意思が明らかであることなど、特に自立助長に効果があると福祉事務所が判断した方を対象に、必要最小限度の額を収入認定除外として取り扱うものです。	保護課

No	事業名	事業の概要等	担当課
100	生活保護受給世帯の子どもの学習塾等費用の収入認定除外	生活保護受給世帯に入る自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金もしくは見舞金、指導指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該世帯の自立更生を目的とする小学生、中学生の入学の支度、学習図書、運動用具等の購入、珠算課外学習、学習塾費、修学旅行参加等就学に伴って社会通念上必要と認められる用途に充てられる最小限度の実費額を収入認定除外として取り扱うものです。	保護課
101	生活保護制度に係る進学準備給付金	高校卒業後の大学や専門学校へ進学するための準備資金を支援しています。	保護課
102	中学校夜間学級就学奨励費の支給	大阪府内の中学校夜間学級に在籍する寝屋川市在住の生徒のうち、経済的理由により就学困難な方に対して、援助を行っています。	教育政策総務課
103	義務教育段階の就学援助	経済的な理由によって、子どもの学校費用にお困りの保護者に対し、援助を行っています。	教育政策総務課
104	特別支援教育就学奨励費負担等	市立小・中学校に在籍する障害のある児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、援助を行っています。	教育政策総務課
105	キャリア教育	児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てる教育を進めています。	教育指導課
106	スクールソーシャルワーカーの配置	スクールソーシャルワーカーを配置し、学校における関係機関と連携した取り組みを支援し、早期解決に向けた「福祉的アプローチ」を学校に取り入れています。	教育指導課
107	児童生徒支援人材の配置	小・中学校に生活・生徒指導のための人材を配置し、教員と連携して家庭訪問や学習面の支援を行い、ケース会議を通じた対応の検討により、子ども家庭総合支援拠点等との連携による支援を行っています。	教育指導課

【生活の安定に資するための支援】

No	事業名	事業の概要等	担当課
94	ひとり親家庭医療費の助成（再掲）	ひとり親家庭の0～18歳の児童とその母又は父、及び養育者に対して健康保険により診療を受けた時の自己負担の一部助成を行っています。	保険事業室

No	事業名	事業の概要等	担当課
108	食育の推進に関する支援	<p>離乳食講習会、乳幼児健康診査、子育て支援センター等で、妊娠中から就学前の子どもの保護者等を対象に栄養相談を実施しています。</p> <p>「保育所における食事の提供ガイドライン」を踏まえ、専門性を活かしながら、家庭、地域、福祉及び教育分野等と連携を図っています。</p>	<p>子育て支援課</p> <p>保育課</p>
109	生活困窮世帯等の子どものための学習支援（再掲）	<p>貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、子どもの貧困対策を総合的に推進し、日常生活の見直しや学習生活を身につける支援を行っています。</p>	保護課
110	生活困窮者住居確保給付金	<p>離職により住宅を失った又はその恐れが高い生活困窮者であって、所得等が一定基準以下のものに対して、有期で家賃相当額を支給しています。</p>	保護課
85	母子生活支援施設への入所支援（再掲）	<p>母子家庭の母及び児童を母子生活支援施設へ入所させ、保護するとともに、自立生活に向けた支援を行っています。</p>	こどもを守る課
83	子ども食堂支援事業（再掲）	<p>子どもの居場所づくり及び地域で子どもを見守る環境を整備するため、子どもの貧困対策の一つとしても注目されている子ども食堂の開設・運営を支援しています。</p> <p>事業の周知や団体との連携を通して、市域全体に活動が広がるよう取組を進めています。</p>	こどもを守る課
16	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）【確保方策P●】（再掲）	<p>生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児と保護者の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供とともに、支援が必要な家庭に対して適切な子育て支援へつなげています。</p> <p>訪問員連絡会を定期的実施し、研修などを通じて訪問員の資質向上を図っています。</p>	子育て支援課
72	養育支援訪問事業【確保方策P●】（再掲）	<p>養育支援が特に必要である家庭に対し、保育士、保健師等が計画的・継続的に訪問支援等を行い、適切な養育を実施しています。</p> <p>家庭の抱える課題が多様化し、リスクの高い家庭に対応することもあるため、関係機関と連携した取組を進めています。</p>	子育て支援課

No	事業名	事業の概要等	担当課
39	子育て短期支援事業 (ショートステイ等) 【確保方策P●】(再掲)	保護者が病気や就労等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を短期間(7日程度)預かるショートステイと保護者が仕事等により、帰宅が夜間になる場合や休日の勤務の場合に一時的に児童を預かるトワイライトステイを実施しています。 サービス利用を必要とする保護者が、必要な時に利用できるよう近隣の受入可能施設の情報把握と調整に努めています。	子育て支援課
67	子育て応援サポーター事業(再掲)	子育て応援サポーターが支援施設への同行や情報提供を行うことで、子育て家庭の孤立化防止に対応しています。 サポーターが研修の受講や地域子育て支援拠点連絡会議への参加などを通して、資質向上と関係機関との連携強化を進めています。	子育て支援課
111	養育支援訪問 育児援助・家事援助事業	出産予定日の2か月前から、生後6か月以内の乳児のいる家庭等で、親族等の支援がなく、保護者の体調不良等、日常生活に支障をきたしている家庭を対象にヘルパーを派遣しています。授乳やおむつ交換、沐浴補助等の育児援助と、食事の準備、住居の掃除、生活必需品の買い物、保育所等への送迎の付添い等の家事援助を行っています。	子育て支援課
71	子育て世代包括支援センター事業(再掲)	子育てリフレッシュ館及び保健福祉センター内に設置した子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行っています。 本市の独自の取組として、妊娠期からの母乳育児支援を実施しています。	子育て支援課
112	ひとり親家庭の優先利用	保育所等利用調整の際、児童扶養手当を受給中のひとり親世帯に対して、利用調整基準の指数を加点しています。	保育課
105	キャリア教育(再掲)	児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てる教育を進めています。	教育指導課
106	スクールソーシャルワーカーの配置(再掲)	スクールソーシャルワーカーを配置し、学校における関係機関と連携した取り組みを支援し、早期解決に向けた「福祉的アプローチ」を学校に取り入れています。	教育指導課

No	事業名	事業の概要等	担当課
113	青少年の居場所づくり事業	市内在住・在学・在職の青少年同士が気軽に立ち寄り、悩み等を常駐する大学生ボランティアに相談したり、交流できるコミュニケーションの場を提供しています。	青少年課
114	家庭教育サポートチーム派遣事業	子育てに不安や悩みを抱える家庭に対して、教員でない「家庭教育サポートチーム」を派遣し、学校と連携しながら、子育てに不安や悩みを抱える家族を総合的に支援しています。	青少年課
43	放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）【確保方策 P●】（再掲）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、学校の放課後及び長期休業等に適正な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図っています。 保育環境の向上に向け、余裕教室の確保や児童指導員等の確保に努めています。	青少年課
44	放課後子供教室推進事業（再掲）	学習支援や遊び、スポーツ・文化等のプログラムを提供し、主体的な体験活動ができる場を提供しています。 また、放課後校庭開放事業をプログラムの1つとして実施しています。 放課後児童対策事業の一体的な取組を進めるために、実行委員会組織づくりや人材確保を支援しています。	青少年課
115	家庭教育学級事業	不安や悩みを持つ子育て世代の市民を対象に家庭教育の充実を図るため、情報・学習の場の提供や交流・仲間づくりを目的にした講座を開設しています。	青少年課

【職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】

No	事業名	事業の概要等	担当課
116	生活保護制度に係る就労自立給付金	生活保護世帯の世帯員が、安定した職業に就いたこと等により、保護を必要としなくなったと福祉事務所が認めた場合、生活保護廃止後に給付金を支給しています。	保護課
117	生活困窮者自立相談支援事業	生活保護に至る前の生活困窮者の抱えている複合的な課題を評価分析し、個々人の状況に応じた自立支援計画を策定し、必要なサービスの提供につなげています。	保護課

No	事業名	事業の概要等	担当課
118	生活困窮者就労準備支援事業	直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援しています。	保護課
119	生活保護制度に係る被保護者就労支援事業	就労支援員と無料職業紹介所を配置し、ケースワーカーと連携し就労支援を実施しています。一人ひとり個別にきめ細かく面接を行い、自立阻害要因を把握しそれぞれに合った支援を行い、ハローワークと連携し就労支援を実施しています。また、就労意欲喚起事業として資格を有するカウンセラーによるカウンセリング、就労支援セミナーを実施しています。	保護課
89	母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給（再掲）	ひとり親家庭の方の就職に結びつく教育訓練講座を受講した場合に、受講費用の一部を給付金として支給しています。	子どもを守る課
90	母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給（再掲）	ひとり親家庭の方が看護師や介護福祉士等の資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合に、受講期間中の生活費として給付金を支給しています。	子どもを守る課
93	母子家庭等就業・自立支援センター事業（再掲）	ひとり親家庭等の自立支援を図るため、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、弁護士等のアドバイスを受け養育費の取決めなどの専門的な相談を行っています。	子どもを守る課

【経済的支援・その他支援】

No	事業名	事業の概要等	担当課
117	生活困窮者自立相談支援事業（再掲）	生活保護に至る前の生活困窮者の抱えている複合的な課題を評価分析し、個々人の状況に応じた自立支援計画を策定し、必要なサービスの提供につなげています。	保護課
120	児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、0歳から中学校卒業までの児童を養育している方に手当を支給しています。	子どもを守る課
86	児童扶養手当の支給（再掲）	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、ひとり親家庭の親に手当を支給しています。	子どもを守る課

No	事業名	事業の概要等	担当課
87	母子・父子自立支援員による相談の充実（再掲）	ひとり親家庭の福祉の向上を図ることを目的として、ひとり親家庭への相談・情報提供を行うとともに、必要な指導・助言などを行っています。	子どもを守る課
88	自立支援プログラムの策定（地域就労支援）（再掲）	個々のひとり親家庭の方の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークなど関係機関と連携して、きめ細かな就業支援等を行っています。	子どもを守る課
89	母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給（再掲）	ひとり親家庭の方の就職に結びつく教育訓練講座を受講した場合に、受講費用の一部を給付金として支給しています。	子どもを守る課
90	母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給（再掲）	ひとり親家庭の方が看護師や介護福祉士等の資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合に、受講期間中の生活費として給付金を支給しています。	子どもを守る課
91	母子父子寡婦福祉資金貸付制度（再掲）	ひとり親家庭の方の経済的自立を図るため、子どもの進学費用や親自身の技能習得などに必要な資金を貸し付けています。	子どもを守る課
121	ひとり親家庭等日常生活支援事業（再掲）	ひとり親家庭の方が疾病や残業など社会的な理由や自立し促進のための理由により、日常生活に支障がある場合に、ヘルパーを派遣し、家事援助を行っています。	子どもを守る課
95	子どもの養育支援事業（再掲）	養育費に関する取決めの重要性について理解を促すとともに、身近な相談窓口を周知するため、離婚相談や離婚届の届出時等にチラシを配布しています。	子どもを守る課
122	JR 通勤定期乗車券割引証明書の交付	児童扶養手当受給者が JR 通勤定期乗車券を購入する場合、3割引で購入できる証明書を交付しています。	子どもを守る課
123	児童虐待防止ネットワーク事業	児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、関係機関等との連携を図るとともに、啓発活動等を実施しています。	子どもを守る課
74	子ども相談（再掲）	18 歳未満の子どもやその保護者の様々な問題や悩みの相談対応を行います。児童虐待相談は、通告受理機関の一つとして、虐待通報があった場合は、他機関とも連携して対応しています。 相談先の周知徹底とともに子どもが相談しやすい方法や体制を強化します。	子どもを守る課
124	子どもの悩み電話相談	18 歳までの子どもの家庭や学校、友人関係などの嫌なことや困ったことについて相談員が応じています。	子どもを守る課

No	事業名	事業の概要等	担当課
125	利用者支援事業（再掲）	子どもやその保護者に身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談対応・助言とともに、必要に応じて関係機関との連絡調整を行い支援につなげています。 RELATTO(リラット)の子育てコンシェルジュや他機関との連携による支援を充実させるとともに、地域の子育て支援に対するニーズの把握に努めています。	子育て支援課 子育てリフレッシュ館 保育課
126	スクールカウンセラーの配置	スクールカウンセラーを配置し、学校における教育相談体制の充実を図っています。	教育指導課
106	スクールソーシャルワーカーの配置（再掲）	スクールソーシャルワーカーを配置し、学校における関係機関と連携した取り組みを支援し、早期解決に向けた「福祉的アプローチ」を学校に取り入れています。	教育指導課
127	青少年の相談窓口	青少年に関する様々な相談を、気軽に相談できる体制を構築し、不安や悩みを抱える家族に対し、ワンストップで相談を受け、適切な専門部署につなぎます。	青少年課

【参考資料】平成28年度 大阪府子どもの生活に関する実態調査結果の概要

【家計・収入・就業に関すること】

- ・ひとり親世帯の概ね3分の1が赤字家計
- ・困窮度Ⅰ（年収127.5万円未満）の世帯で就学援助を受けたことがない世帯は約1割。困窮度Ⅰのひとり親世帯において児童扶養手当を受けたことがない世帯は約1割で、養育費を受けている割合は約1割
- ・非正規群に占める母子世帯は約7割
- ・困窮世帯ほど、子どもに対して経済的にできなかったこと（子どもを習い事に通わすことができなかった、家族旅行ができなかった等）が多い 等

【食事に関すること】

- ・家の大人と一緒に夕食を摂る割合については、世帯の経済状況によって差は見られないが、家の大人と一緒に朝食を摂る割合は困窮世帯ほど低い状況 等

【子どもの教育環境に関すること】

- ・困窮世帯ほど学習理解度について「よくわかる」「だいたいわかる」の割合が低い
- ・困窮世帯ほど授業時間以外の勉強時間について「まったくしない」の割合が高い
- ・進学希望について、困窮世帯ほど「大学・短大・大学院」の割合が低い 等

【子どものつながりに関すること】

- ・放課後ひとりである子どもは、困窮度にかかわらず約2割
- ・困窮度が高いほど、家以外の大人や学校以外の友達と過ごす割合が低い
- ・7割近くの子どものが何らかの悩みを持っている
- ・困窮世帯ほど保護者の家にいる時間について、「お子さんの学校からの帰宅時間には家にいる」「お子さんの夕食時間には家にいる」割合が少ない 等

【親への相談支援に関すること】

- ・公的な機関への相談割合が低い
- ・はじめて親になった年齢が10代の場合、困窮度が高い層が8割を超える
- ・子どもの心身で気になることについては、困窮世帯ほど割合が高い傾向がある 等

※「平成28年度大阪府子どもの生活に関する実態調査」から引用